



(建設・造船特定活動)

外国人技能実習修了者総合保険

技能実習特約セット海外旅行保険

この冊子は外国人技能実習修了者総合保険の「パンフレット兼重要事項説明書」です



2018年6月
改訂版

このパンフレットでご案内する商品は、外国人技能実習修了者の国内滞在中におけるケガや病気により亡くなられた場合の遺族への補償や、ケガや病気による治療費、偶然な事故による賠償責任などに備える保険です。この商品内容がお客さまのご希望に沿う場合は、パンフレットをご覧のうえご検討いただけますようお願いいたします。

引受保険会社

 **ジェイアイ傷害火災**
<http://www.jihoken.co.jp>

1 外国人技能実習修了者総合保険の内容

復興事業および2020年のオリンピック、パラリンピック関連施設整備等による一時的な建設需要の増大に対応するため、2014年4月の閣議決定で時限的措置として建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置がまとめられ、外国人技能実習修了者に対し「特定活動」の在留資格を最大3年間付与することとなりました。また、造船分野においても、同年6月に同様の措置を講じることが閣議決定されました。この保険は、これら「特定活動」の資格をもつ外国人建設・造船就労者の公的医療保険を補完する商品として開発された専用の商品です。

●補償内容

外国人建設・造船就労者の思いがけない事故に対して、受入企業として備えておきたい補償をご用意しました。

■補償対象期間

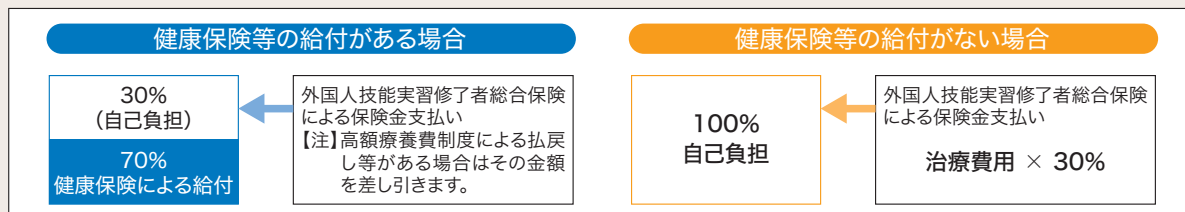
時系列	出国 入国	出国 帰国
在留資格	建設・造船特定活動	
外国人技能実習修了者総合保険	建設・造船就労者向けの保険	

■補償範囲

時系列	出国 入国	出国 帰国
死亡時の補償【日常生活】	死亡保険金(一時金)	
後遺障害の補償【日常生活】	後遺障害保険金(一時金)	
傷害、疾病治療費【日常生活】	国民健康保険、協会けんぽ、組合管掌健康保険(70%給付) 治療費用の30%補償*	
死亡、危篤時への救援者費用	救援者(ご家族)の往復交通費、ホテル宿泊費 等	
第三者への損害賠償【日常生活】	損害賠償金、訴訟費用 等	

次の場合は、実際に負担される治療費用等に30%を乗じた金額が支払いの限度となります。

- ・雇用契約が締結されず、健康保険等の被保険者になっていない場合
- ・健康保険対象外の治療によって健康保険等からの給付がされない場合
- ・特定活動終了後に日本国を出国してから国籍国等で帰国手続きを終了するまでの間で健康保険等の被保険者になっていない場合 等
- 上記は被保険者が特定活動の在留資格をもって、国籍国等からの出国手続きを終了したときから、日本国における特定活動を終了し、国籍国等への帰国手続きを終了するまでを補償する場合を表したものです。
日本国内における技能実習を修了したときから、補償を開始する場合も補償可能ですので、ご注意ください。



●保険契約者・被保険者(保険の対象となる方)

保険契約者の範囲	建設・造船就労者を受入れる本邦公私の機関 これらの機関のために援助業務を行う機関
被保険者の範囲	建設・造船就労者(「特定活動」の在留資格で在留する外国人で、技能実習に概ね2年間従事した者に限ります。)

*この保険は在留資格が「特定活動」の方を対象とした保険です。

2 お支払いする保険金

このパンフレットでご案内の補償内容がお客さまのご意向と異なる場合には、ご契約いただけませんので、ご注意ください。

● 傷害死亡保険金・疾病死亡保険金

日常生活における死亡時の補償となり、一時金でお支払いします。

● 傷害後遺障害保険金

日常生活におけるケガによる後遺障害の補償となり、一時金でお支払いします。

● 傷害治療費用保険金・疾病治療費用保険金

日常生活におけるケガ、病気の治療費の補償となります。

● 個人賠償責任保険金

日常生活における第三者への法律上の損害賠償責任の補償となり、損害賠償金や訴訟費用等をお支払いします。

● 救援者費用等保険金

責任期間中に死亡または危篤になった場合に、親族等の現地までの航空運賃等の往復の交通費やその行程中のホテル客室料、遺体搬送費用、交通通信費等をお支払いします。

保険金をお支払いする主な場合

● 傷害治療費用(日常生活においてケガをした)



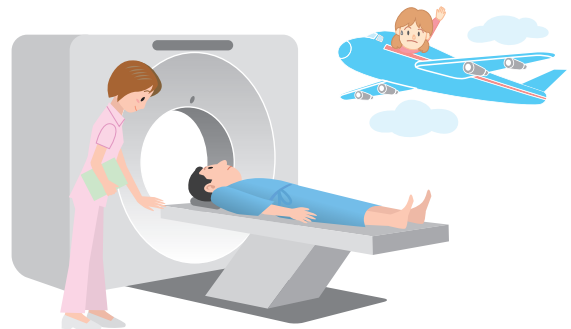
● 疾病治療費用(病気にかかってしまった)



● 個人賠償責任(誤って他人にケガをさせた)



● 救援者費用等(危篤状態で親族を呼び寄せた)



保険金をお支払いしない主な場合

● 妊娠・出産・流産およびこれらによる病気



● 歯科疾病 (ただしケガによる歯科治療はお支払いします。)



● 業務上・通勤途上の傷病



*いずれのケースも死亡・危篤状態となった場合は、救援者費用等保険金のお支払いの対象となります。

*保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、後記「外国人技能実習修了者総合保険の概要」をご確認ください。

3 契約タイプ・保険期間・保険料

● 契約タイプ・保険金額および保険料表

ご希望のご契約タイプや保険期間がない場合等は、取扱代理店までお問い合わせください。

タイプ	保 険 金 額						保 険 料	
	傷 害		疾 病		個人賠償責任	救援者費用等	滞在期間24か月	滞在期間36か月
	死亡・後遺障害	治療費用	死 亡	治療費用			滞在期間25か月	滞在期間37か月
1	700万円	100万円	700万円	100万円	1億円	300万円	14,360円	20,320円
2	1,000万円		1,000万円				17,430円	24,660円
3	1,500万円		1,500万円				22,560円	31,910円
4	700万円	300万円	700万円	300万円			14,840円	20,990円
5	1,000万円		1,000万円				17,910円	25,330円
6	1,500万円		1,500万円				23,040円	32,580円
JA	700万円	100万円	700万円	100万円	1億円	200万円	14,190円	20,070円
JB	1,000万円		1,000万円				17,260円	24,410円
JC	1,500万円		1,500万円				22,390円	31,660円
JD	700万円	300万円	700万円	300万円			14,670円	20,740円
JE	1,000万円		1,000万円				17,740円	25,080円
JF	1,500万円		1,500万円				22,870円	32,330円
XA	700万円	100万円	700万円	100万円	5,000万円	200万円	14,140円	20,000円
XB	1,000万円		1,000万円				17,210円	24,340円
XC	1,500万円		1,500万円				22,340円	31,590円
XD	700万円	300万円	700万円	300万円			14,620円	20,670円
XE	1,000万円		1,000万円				17,690円	25,010円
XF	1,500万円		1,500万円				22,820円	32,260円
A	700万円	100万円	700万円	100万円	3,000万円	200万円	14,110円	19,960円
B	1,000万円		1,000万円				17,180円	24,300円
C	1,500万円		1,500万円				22,310円	31,550円
D	700万円	300万円	700万円	300万円			14,590円	20,630円
E	1,000万円		1,000万円				17,660円	24,970円
F	1,500万円		1,500万円				22,790円	32,220円

※個人賠償責任の自己負担額は0円です。個人賠償責任の示談交渉サービスはありません。

●保険期間の設定の仕方

外国人技能実習修了者総合保険は、「特定活動」の在留資格を有する期間を補償の対象としているため、在留予定期間に応じて、保険期間を設定します。保険期間の設定につきましては、母国を出国してから日本へ入国するまでの移動期間等を考慮して、保険期間が不足しないように、在留予定期間に1か月の余裕を設けて設定することをおすすめいたします。

※保険始期は設定日の午前0時から始まり、保険終期は応当日前日の午後12時までとなります。

※日本標準時で設定してください。

●保険責任期間のご説明

設定された保険期間の間において、この保険にて引受保険会社が支払責任を負う期間は以下のとおりです。

(注)設定した保険期間内でも、保険責任期間に含まれない場合は、補償の対象となりません。

保険責任期間	
	<p>被保険者が、特定活動の目的をもって、国籍国等からの出国手続きを終了したときから(または、日本国における技能実習を修了したときから)、日本国における特定活動を終了し、国籍国等への帰国手続きを終了するまでとなります。ただし、以下に該当する場合は、国籍国等への帰国手続きを終了する前でも保険責任期間は終了となります。</p>
<p>(a) 保険期間の末日(=帰国予定日)の午後12時において、帰国手続きが終了していない場合は、保険期間の末日(=帰国予定日)の午後12時をもって終了します。ただし、帰国手続きが保険期間の末日(=帰国予定日)の午後12時までに行われることが予定されているにもかかわらず、次の事由のいずれかによって遅延した場合は、保険責任の終期はその事由により到着が通常遅延すると認められる時間で、かつ72時間を限度に延長されます。</p> <p>①被保険者が乗客として搭乗しているまたは搭乗予定の航空機・船舶・車両等の交通機関のうち運行時刻が定められているものの遅延または欠航もしくは運休</p> <p>②交通機関の搭乗予約受付業務に不備があったことによる搭乗不能</p> <p>③被保険者が治療を受けたこと</p> <p>④被保険者が乗客として搭乗している交通機関または入場している施設に対する第三者による不法な支配または公権力による拘束、被保険者の誘拐等(本事由についての延長期間は72時間に限らず、被保険者が解放され正常な旅行行程につくまでに要した時間だけ延長されます。ただし、最終目的地に到着したときまたは当初予定していなかった目的地に向けて出発した時のいずれか早い時までとします。)</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>(b) 保険期間の末日(=帰国予定日)より前に特定活動の在留期間が満了した場合は、その時点で保険責任は終了します。ただし、特定活動を終了し、在留期間満了前に日本国を出国していた場合は、国籍国等への帰国手続きを終了するまでとなります。</p>
<p>(c) 特定活動の在留期間が満了する前であっても、保険期間の末日(=帰国予定日)より前に特定活動が終了しないまま被保険者が日本国から出国した場合には、その時点において保険責任は終了します。ただし、被保険者が再入国許可(みなし入国許可)を得て出国した場合には、出国の日の後30日間は保険責任は継続し、また、日本への再入国後も保険責任は継続します。出国の日の後30日間の過ぎた後に再入国した場合は、保険への再加入手続きが必要です。</p>	

外国人技能実習修了者総合保険の重要事項説明書(技能実習特約セット海外旅行保険)

お申し込みの際、ご注意ください

1. 申込書に「ご記名・ご捺印」なされる前に申込書に記載されていることに間違いがないかご確認ください。他の海外旅行保険等がある場合など記入内容によっては、お引受けのできない場合、またはご希望どおりの保険金額でお引受けできない場合があります。
2. 告知事項・通知事項一覧
申込書で説明している告知事項・通知事項は、右表を参照の上、ご記入ください。
(☆:告知事項、★告知事項かつ通知事項)

項目名	他保険／被保険者生年月日	職務内容
告知・通知事項分類	☆	★

ご契約後にご注意いただくこと

1. ご契約を解約される場合、ご契約の弊社代理店または弊社までご連絡ください。
ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返戻金としてお支払いします。
2. その他契約者住所に変更が生じる場合等ご契約内容に変更が生じる場合は、遅滞なくご契約の弊社代理店または弊社へご通知願います。

保険金をお支払いしない場合など

保険金を受け取られる方の故意など、保険金をお支払いできない場合(免責事由)がございます。詳細は「普通保険約款・特約」をご覧ください。

重大事由による解除について

次の事実があるとき等は、保険金がお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

1. 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として事故を生じさせ、または生じさせようとした場合
2. 被保険者、保険金受取人が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとした場合
3. 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合や、反社会的勢力へ関与していると認められた場合
4. 複数の保険契約に加入することで保険金額の合計が著しく高額となる場合

事故が起きた場合

1. この保険の対象となる事故が発生したときは、弊社代理店または弊社までケガの状況その他損害の程度を事故発生の日からその日を含めて30日以内に通知ください。正当な理由がなくご通知のない場合は、保険金を一部お支払いできない場合がありますのでご注意ください。また、賠償事故が発生した場合で、被害者との間で賠償額を決定(示談)される場合には、必ず事前にご連絡ください。正当な理由がなくご通知のない場合には保険金を一部お支払いできない場合があります。
2. 保険金の支払請求を行うときには、普通保険約款・特約に定める書類のうち弊社が提出をお願いするものをご提出いただく必要があります。
3. 弊社は、保険金の支払請求時に必要となる書類をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終えて保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、弊社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
4. 保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳しくは、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
5. 被保険者から損害賠償金を受け取るべき方(賠償事故の被害者等)は、他の債権者に優先して保険金の支払を受ける権利(先取特権)があります。詳しくは弊社代理店または弊社までお問い合わせください。
6. 個人賠償責任保険金について、示談交渉サービスはありません。

共同保険契約について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事会社が他の引受保険会社の業務の代理、事務の代行を行います。引受保険会社は、各々の保険金額または引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

保険会社破綻時の取扱

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返戻金等の支払いが一定期間凍結されたり、保険金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険期間によってそれぞれ以下のとおり補償されます。

- ・ 保険期間が1年以内の場合: 保険金、返戻金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。
 - ・ 保険期間が1年超の場合: 保険金、返戻金等は原則として90%まで補償されます。(※)
- (※)主務大臣が定める率より高い予定利率を適用している保険契約については、90%を下回ることがあります。

上記記載事項の詳細およびそれ以外の事項につきましては、「普通保険約款・特約」をご覧ください。また、ここに記載された事項は、ご契約者より被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

ご契約内容確認事項(意向確認事項)

補償内容や保険金額等お申込みの内容が、お客様の意向どおりの内容になっているかご確認のうえお申込みください。

本確認事項は万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、お申込みをいただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。お客様のご希望に沿った保険商品を提案させていただいておりますが、最終的にお客様のご希望を満たした内容であること、お申込みをする上で特に重要な事項が正しい内容になっていることを、再度ご確認・ご了解の上お申込みください。

- (1) この保険は、お客様のご希望に沿って、保険期間中のケガや病気などへの備えとして提案させていただくものです。ご契約金額、保険料等お客様のご希望にお応えできない部分がございます。弊社代理店または弊社までお申し出ください。
 - (2) 次の項目について、お客様のご希望どおりとなっていることをご確認ください。
 - ① 補償の内容(保険金をお支払いする場合、保険金)が支払われない主な場合など、特約の内容
 - ② 被保険者の範囲
 - ③ 保険金額(ご契約金額)
 - ④ 保険期間(保険のご契約期間)
 - ⑤ 保険料、払込方法、契約者配当制度がないこと
 - (3) 申込書に記載された告知事項の記載内容等について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
 - (4) 重要事項説明書の内容をご確認ください。
 - (5) 包括契約でご契約いただく場合、「保険の対象となる方」や「割引などの制度」に関しまして、ご理解のうえ、ご契約いただいていることをご確認ください。
- ご不明な点などございましたら、弊社代理店または弊社までお問合せください。

個人情報の取扱説明書

個人情報の取扱いについて

当社では、お客様の個人情報保護の重要性を十分に認識し、誠実に事業運営をするために、お預かりしている個人情報の取扱いに関する方針を定め、以下の通り、個人情報を適正に取り扱います。

1. 個人情報の取得・利用目的について

当社では、次の目的に必要な個人情報を適法で公正な手段により取得し、次の目的を達成するための業務上必要な範囲内で利用します。

- (1) 損害保険契約の申込みに係る引受の審査、引受、履行および管理
 - (2) 適正な保険金の支払い
 - (3) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
 - (4) 損害保険商品等当社が取扱う金融商品の案内、募集および販売ならびに契約の締結、代理、媒介、取次ぎおよび管理
 - (5) 当社が取扱うその他の商品・サービスの案内、提供および管理
- 上記(4)、(5)に付帯、関連するサービスの案内、提供および管理

2. 収集する情報の種類について

もっとも一般的なものは、ご本人の氏名、住所、電話番号、Eメールアドレス、生年月日、性別です。その他に、申込書等でお尋ねした情報(職業、健康状態等)があります。

3. 個人情報の第三者への提供について

当社では、次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) 同意されている場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において当社代理店を含む国内・海外の業務委託先等に提供する場合
- (4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求等に必要の場合(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)
- (5) 保険業界において設置運営する契約内容登録制度に保険契約内容を登録し、または同制度に基づく照会に対して回答する場合、その他不正または不当な保険契約の申込みおよび保険金請求を防止するために必要な場合。詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のホームページ(www.sonpo.or.jp/)をご参照ください。
- (6) ご本人または公共の利益のために必要であると考えられる場合

4. 当社の個人情報の取扱いに関する詳細等

当社の個人情報の取扱いに関する詳細等につきましては下記当社ホームページをご参照いただくか、当社までお問い合わせください。
<ホームページアドレス: www.jihoken.co.jp/>

お申込人と被保険者とが異なる場合は、お申込人から上記個人情報の取扱いに関するご案内の内容を被保険者(複数の場合には全員)にご説明いただきますようお願い申し上げます。

外国人技能実習修了者総合保険の概要 (技能実習特約セット海外旅行保険)

 ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」も併せて必ずご覧ください。



補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合	
傷害	死亡保険金	<p>被保険者が責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。</p> <p>傷害死亡保険金額の全額を、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合は、指定した方にお支払いします。</p> <p> 既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合(保険期間が1年を超える場合は、同一の保険年度に生じた事故によるケガに対して、既に支払った傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。</p>	<p>次のケガに対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ。 ● けんかや自殺行為、犯罪行為によるケガ。 ● 無資格・酒気帯びまたは大麻・あへんなどにより正常な運転ができなくなるおそれのある状態での運転中に生じた事故によるケガ。 ● 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、流産によるケガ。 ● 被保険者に対する外科的手術その他の医療処置によるケガ。 ● 被保険者に対する刑の執行によるケガ。 ● 戦争・外国の武力行使・その他の変乱などによるケガ。 ● 放射線照射、放射能汚染によるケガ。 ● むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合。 ● 責任期間開始前、終了後に発生したケガ。 <p> 業務上の事由または通勤によるケガは保険金支払の対象外となります。</p> <p> 傷害治療費用については、病院などに直接支払った自己負担額が保険金支払の対象となります。また、健康保険等の公的制度からの給付がされない場合は、実際に負担される治療費用等に30%を乗じた金額が支払いの限度となります。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	
	後遺障害保険金	<p>被保険者が責任期間中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じたとき。</p>	<p>後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。</p> <p> 保険期間を通じ(保険期間が1年を超える場合は、各保険年度ごとに)合算して傷害後遺障害保険金額が限度となります。</p>	
	治療費用保険金	<p>被保険者が責任期間中の事故によるケガのため、治療を受けたとき。</p>	<p>実際に支出した次の治療費等のうち社会通念上妥当な金額を1回のケガ・病気につきそれぞれ傷害治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額の範囲内でお支払いします。</p> <p>ただし、ケガの場合は事故の発生の日からその日を含めて180日以内、病気の場合は最初の治療日からその日を含めて180日以内に要した費用に限りします。</p> <p>① 医師または病院に支払った診察関係・入院関係の費用 ② 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ対象) ③ 緊急移送費等 ④ 入院のため必要になったa.交通費、通訳雇入費、b.国際電話料等通信費、c.身の回り品購入費、通院のため必要となったd.交通費。ただし、1回のケガ、病気につき、cについては3万円、a~d合計で10万円を限度とします。</p> <p> 費用とは国内外を問わず治療を受け被保険者が病院などに直接支払う費用をいいます。ただし、健康保険・労災保険および海外における同様の制度により直接支払う必要のない費用は除きます。</p>	
疾病	治療費用保険金	<p>① 被保険者が責任期間中または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに治療を開始したとき。ただし、責任期間終了後に発病した場合は、責任期間中に原因が発生したものに限りします。</p> <p>② 責任期間中に感染した特定の感染症のために責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに治療を開始したとき。</p>	<p>次の病気に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失による病気。 ● けんかや自殺行為、犯罪行為による病気。 ● 被保険者に対する刑の執行による病気。 ● 戦争・外国の武力行使・その他の変乱などによる病気。 ● 放射線照射、放射能汚染による病気。 ● むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合。 ● 妊娠・出産・流産・早産およびこれらにもとづく病気。 ● 歯科疾病。 ● ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山中に発病した高山病。 ● 責任期間開始前に発病した病気。 <p> 業務上の事由または通勤による病気は保険金支払の対象外となります。</p> <p> 疾病治療費用については、病院などに直接支払った自己負担額が保険金支払の対象となります。また、健康保険等の公的制度からの給付がされない場合は、実際に負担される治療費用等に30%を乗じた金額が支払いの限度となります。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	
	死亡保険金	<p>① 被保険者が責任期間中に病気により死亡したとき。</p> <p>② 責任期間中または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。(ただし、責任期間中または責任期間終了後72時間以内に治療を開始し、その後も継続して治療を受けていた場合に限りします。)</p> <p>③ 責任期間中に感染した特定の感染症のために責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。</p>	<p>疾病死亡保険金額の全額を、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定した場合は、指定した方にお支払いします。</p>	

用語のご説明

- ◆ 被保険者 : 保険の対象となる建設・造船就労者(「特定活動」の在留資格で在留する外国人で、技能実習に概ね2年間従事した者)をいいます。
- ◆ 責任期間中 : 被保険者が特定活動の目的をもって国籍国等からの出国手続きを終了したときから(または、日本国における技能実習を修了したときから)、日本国における特定活動を終了し、国籍国等への帰国手続きを終了するまでをいいます。
- ◆ ケガ : 急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。
- ◆ 治療 : 医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- ◆ 特定の感染症 : 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条に規定する1類感染症~4類感染症をいいます。

外国人技能実習修了者総合保険の概要 (技能実習特約セット海外旅行保険)

 ご契約に際しては、「重要事項説明書」「ご契約内容確認事項」も併せて必ずご覧ください。

補償項目	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任	被保険者が責任期間中に偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして損害をあたえ、法律上の損害賠償責任を負ったとき。	損害賠償金額をお支払いします。 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。  損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、保険会社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金を支払うことができる場合があります。	次の損害賠償責任に対しては、保険金をお支払いしません。 ● 保険契約者、被保険者の故意による損害賠償責任。 ● 戦争・外国の武力行使・その他の変乱などによる損害賠償責任。 ● 放射線照射、放射能汚染による損害賠償責任。 ● 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任。 ● 専ら被保険者の職務の用に供される動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任。 ● 被保険者の所有、使用または管理する不動産に起因する損害賠償責任。 ● 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任。 ● 受託品(宿泊施設の客室・客室内の動産等は除きます。)に関する損害賠償責任。 ● 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任。 ● 被保険者もしくは被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任。 ● 航空機、船舶(ヨット、水上オートバイは除きます。)、車両(自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービル等は除きます。)、銃器の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任。
救援者費用等	被保険者が ① 責任期間中の事故によりケガをして、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 ② 責任期間中に病気を発病し、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡したとき。(責任期間中に治療を開始し、その後も継続して治療を受けていた場合に限りです。) ③ 責任期間中に自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 ④ 責任期間中に危篤(重傷または重病のため生命が危うく予断を許さない状態であると医師が判断した場合)となったとき。 ⑤ 責任期間中に搭乗・乗船中の航空機、船舶が遭難したとき。(行方不明を含みます。) ⑥ 責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故により生死不明(無事が確認できた後に発生した費用は対象外)、または事故により緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが警察等の機関により確認されたとき。	保険契約者、被保険者およびその親族が実際に支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を、保険期間を通じ救援者費用等保険金額の範囲内でお支払いします。 ① 捜索救助費用② 救援者の現地との航空運賃等往復の交通費(救援者3名まで)③ 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで)④ 現地からの移送費用⑤ 諸雑費(救援者の渡航手続費、現地での交通費・国際電話料等通信費、遺体処理費用等合計20万円限度。)ただし、④、⑤については、傷害治療費用または疾病治療費用で保険金を支払うべき場合は、その金額を差し引きます。  現地とは日本国内外の事故発生地または収容地をいいます。	次の原因により生じた費用に対しては、保険金をお支払いしません。 ● 保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失。 ● けんかや自殺行為(死亡した場合は支払対象)、犯罪行為。 ● 無資格・酒気帯び(死亡した場合は支払対象)・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故。 ● 被保険者に対する刑の執行。 ● 戦争・外国の武力行使・その他の変乱など。 ● 放射線照射、放射能汚染。 ● むちうち症または腰痛で医学的他覚所見のないもの。 など

■お申込みにあたって

- ①この保険は、特定活動の在留資格で就労する建設・造船就労者専用の保険であり、それ以外の方を被保険者とすることができません。
- ②(株)セントラルインシュアランスは保険契約締結の代理権を有しており、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務等を行っています。したがって、(株)セントラルインシュアランスと締結され有効に成立した契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。
- ③このパンフレットは「外国人技能実習修了者総合保険(技能実習特約セット海外旅行保険)」の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず【重要事項説明書】もよくお読みください。また、詳しくは「海外旅行保険(外国人技能実習修了者総合保険)普通保険約款・特約」をご用意しておりますので、必要に応じて、弊社代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、弊社代理店または弊社までお問い合わせください。このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。

引受保険会社

取扱代理店

 **ジェイアイ傷害火災保険株式会社**

〒104-6016 東京都中央区晴海1-8-10
晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX 16階
<http://www.jihoken.co.jp>

株式会社セントラルインシュアランス

〒100-6311 東京都千代田区丸の内2-4-1
丸の内ビルディング11階

TEL:03-6259-1730 FAX:03-6259-1731